

四万十市 下水道事業会計（農業集落排水事業）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書（要旨）

四万十市は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第2項の規定により、報告します。

記

第1 資金不足比率の状況

（単位：％）

年	当該年度の前年度 （令和元年度）	当該年度 （令和2年度）	当該年度の翌年度 （令和3年度）
資金不足比率 （下水道事業会計（農業集落排水事業））	—	23.9	—

備考

- 1 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
- 2 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

第2 令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断した理由

下水道事業会計（農業集落排水事業）は、令和2年度の公営企業会計への移行に伴い、令和元年度農業集落排水事業会計決算が打ち切り決算となり、令和2年度に一般会計からの繰入金精算を行う必要が生じて流動負債（預り金）が増加したため、一時的に資金不足額が発生した。

したがって、令和2年度は、前年度の決算処理上、資金不足が生じたものであり、令和3年度決算においては、年度内精算が可能のため、資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると判断し、経営健全化計画を定めないこととする。